

様式第4号

国際貿易留学生生活用事業利用計画申請書

平成 年 月 日

社団法人佐賀県貿易協会 会長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

⑩

電話番号

担当者氏名

(電話番号)

このことについて、下記により国際貿易留学生生活用事業を利用したいので、申請します。

記

1 活動依頼期間及び時間帯	月 日 () ~ 月 日 ()
2 依頼業務の内容	
3 依頼業務に必要な言語及び その他の専門知識・能力	
4 謝金の見込み額(税込み) (1時間又は1日単位の額)	
5 交通費支給の有無	
6 自動車運転免許の必要性	
7 貴社の業種	

(注) 上記に記載できない場合は、別紙を添付してください。

利用者の方へのお願い及び注意事項（裏面）

- 1 この制度を利用することができる方は、本県内において、本社又は営業所を設置している法人又は個人です。
- 2 利用者が依頼できる業務の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 海外取引等に伴う業務のうち、語学能力を必要とする事務の補助
 - (2) 取引相手国に関する情報提供
 - (3) その他海外取引に伴い必要な事務の補助
- 3 次に掲げる業務に関しては、業務の依頼はできません。
 - (1) 登録者の語学能力及び専門知識と直接関係のない業務
 - (2) 危険を伴う作業
 - (3) 入国管理及び難民認定法に定める資格外活動の許可を得ていない業務
 - (4) 国外において行う業務
 - (5) その他不相当と認められる業務
- 4 当協会が利用計画書を審査の上、適当と認めた場合は、登録している留学生の情報を開示します。利用者の方は、登録者と連絡をとり、具体的な業務内容やその他の条件等について打合せを行ってください。
- 5 当協会が必要と認めた場合は、依頼内容を登録者に事前に教示した上で、登録者から直接利用者に連絡を取らせることがあります。
- 6 当協会及び大学は、利用計画記載事業の内容について、事前に又は事後に利用者及び登録者に対し問い合わせをすることがあります。
- 7 利用者は、利用計画記載事業の実施後1週間以内に、完了報告書を当協会に提出してください。
- 8 利用者は、この事業の実施に知り得た個人情報及び秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 9 利用者と登録者は、依頼業務の実施に関し、紛争を生じた場合は、相互に誠意をもって解決に当たってください。当協会及び大学は、自らが責めを負う場合を除き、紛争の解決には一切関与しません。